

## グリーフケア事業の実施について

### 1 事業概要

令和6年6月に成立した改正子ども・子育て支援法において、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から「妊婦のための支援給付」制度が創設された。給付対象に、流産・死産等を経験された方が含まれるため、給付申請の際に区を訪れたことをきっかけに相談を希望する方が増えると予想される。

予期せぬ悲しみに直面された方々への心理的支援を実施することで、区として流産・死産等を経験された方々へより一層の支援を行う。

### 2 事業内容

- (1) 専門機関でのグリーフケアカウンセリング初回費用助成
- (2) 区内産科医療機関等でグリーフカード等の配布
- (3) 専門機関から講師を招き、窓口で対応する職員への研修の実施

### 3 助成対象（上記2の（1）について）

申請日時点で江東区に住民登録があり、流産・死産等を経験された方

### 4 助成額

- (1) 個人：4,000円
  - (2) カップル：5,000円
- ※年度内 1家庭1回に限る。

### 5 事業開始

令和7年4月1日

### 6 区民への周知

こうとう区報、区ホームページ等